成年後見制度実態調査結果（令和３年度）

１、調査対象、回収状況　回収８８件、73.3％

		調査対象数	回収数	回収率 %	
ニーズ側	老人福祉施設・事業所	５６件	５５件	98.2	74
	障がい者福祉施設・事業所（病院含む）	４０件	１６件	40	
受け手側	専門職（行政書士含む）	１６件	９件	56.3	70.8
	社会福祉法人	８件	８件	100	

２、調査結果（概要）

※()内は平成27年調査結果

ニーズ側

（１）調査対象施設等利用者数　・・・３，６５３人（3,600）
　　うち成年後見制度の利用者数　・・・　７４人（47）

（２）成年後見制度の利用が必要と思われる方・・・６３２人（1,706）
　　財産管理　・・・４０６人（1,075）
　　虐待被害等・・・　２６人（46）
　　法律行為　・・・１４４人（109）
　　その他　・・・　５６人（476）
　　　家族全体の支援必要
　　　本人の判断力もそうだが、家族の判断能力も不十分

（３）上記（２）のうち市長申立及び第三者後見人が必要な方・・・８０人（105）
　年代別

年代	人数（人）	年代	人数（人）
10代	0	60代	8
20代	3	70代	２０
30代	0	80代	２１
40代	4	90代	１７
50代	7		
計			８０

収入別

	人数(人)	うち生活保護者数(人)
6万円未満	16	
6万円以上12万円未満	30	
12万円以上18万円未満	3	
18万円以上	1	
不明	30	
計	80	26

（4）成年後見制度の利用につながっていない理由（複数回答）

・本人、家族が拒否している・・・28人（33）
・手続き関係　・・・27人（55）
　（費用がかかる・手続きが面倒・時間がかかる等）
・制度や利用のタイミングが分からないため進められない・・35人（70）
・その他　・・・13人
　・本人の精神症状から制度の利用が難しいことが想定されるため。
　・金銭管理等、家族等の身元保証人が支援しており、その必要性を感じていない。

（5）現状の対応

・日常生活自立支援事業を利用　・・・7件
・施設・ケアマネージャー等　・・・6件
・親族　・・・11件
・親族以外　・・・8件
・生活保護など行政　・・・16件
・必要なサービスが受けられない・・・4件
・その他　・・・10件
　・積極的な協力はなくとも家族から必要な支援は行われている。
　・自己管理

（6）自由記載

・現状では保護者がいる為問題のない方でも、本人に管理能力がなく、またそこを問題視出来ていない方などが見られる為、成年後見制度の周知・活用が広がればと思います。
・財産や預貯金が多い方については、毎月の後見人報酬の支払いを考えると中々申請を勧められず、判断の見極めが難しい。
・親族関係が薄くなっている時代でもあり、法人や団体レベルでの対応がよいと感じています。

また、個人で対応というには荷が重い仕事と思います。以前に成年後見の研修（成年後見制度活用講座）を受けましたが、すっかり気持ちが重くなってしまいました。

・金銭管理は高齢の親が行っている場合が多く、病気、入院したりした場合は代わりにしてくれる人がいなかった事例がある。成年後後見人がついている利用者でも後見人は医療に関する同意権はないので困ることが多々あります。

・能力的に法律行為や財産管理がやや不十分な可能性があっても、大半の利用者は親や兄弟がいるので、現在は支障が生じていません。

・生活保護や日常生活自立支援事業を受けている人は成年後見制度が使えないので繋がりにくい。

・制度に繋げるタイミングや親族の関係性などデリケートな部分を考慮すると利用の見極めが難しいと感じます。

・これから成年後見制度を利用しなければならない方も増えてくると思うので、勧めていきたいと思いますが、お金がかかることでもあり、又、本人が拒む場合も多くあると思うので中々利用は難しいと思います。

・広く一般市民の方々に“わかりやすく”成年後見制度について知ってもらう機会があればと思います。

・成年後見制度を利用している方が一人いますが、後見人は月に一度小遣いを持ってくる程度で積極的なかかわりはしていません。もっぱら財産管理が主な仕事と思われます。後見人の仕事には身上監護もありますが直接、後見人が関わることはないと思います。例えば病院に付き添いが必要な時はヘルパー等の外部から付き添いを手配するので当然ながら費用が掛かります。何をするにもお金がかかってしまうので経済的に余裕がないと成年後見制度も利用できないと思います。もっと親身になって家族同然に関わってもらうことはできないものでしょうか。

・制度手続きのハードルの高さは感じられる。

・後見人等には医療行為等への同意権はないため、医療者側の判断による適切で過不足のない医療提供体制を構築する必要がある。

・制度活用した方が良い方もいらっしゃいますが、預貯金の払出しや様々な手続きなど、身元保証人であるご家族がその代わりを担って下さっており、制度活用の必要性を感じていない方が多い現状です。

・いずれ必要そうだなと感じても、お勧めするタイミングがよくわからず、時間が経過してしまったケースもありました。実際に必要になって手続きをするのは、高齢の方には難しそうだと感じました。そのことを思うと、入所時にしてもらったほうが良かったかもな…と。

・どのように進めていくべきか、困っております。本人の認知症は軽度の内に、進めるべきかとも思います。

受け手側（弁護士・司法書士・社会福祉士・行政書士）

（１）現在の受任件数　・・・５５件（30）

（２）今後の受任可能件数・・・３１件（21）

（３）村上市において第三者後見人の受け皿不足を実感しているか

①実感している　・・・５人（4）
②実感していない・・・０人（0）
③分からない　・・・４人（5）

①の場合の対策について

・社会福祉協議会等による法人後見等の実施　・・・１人（3）
・市民後見人の養成　・・・６人（2）
・第三者後見人への公的な報酬助成の範囲の拡大・・・１人（1）

（４）村上市成年後見制度利用支援事業における後見人等への報酬助成を知っているか

・知っている・・・８人（6）
・知らない　・・・１人（4）

（５）自由記載

・取組みのハブとなる権利擁護のための情報センター（中核機関）の設置が必要不可欠と思います。
・村上市は、高齢者、障がい者福祉に積極的に取り組んでいただいている自治体だと思っておりますので、可能な限り協力させていただきます。
・成年後見制度利用支援事業の報酬助成について、経済的要件を市民税非課税世帯ではなく、被後見人等の本人が非課税かどうかに緩和していただきたい。また、上限額については在宅と入院と又は入所の区別をなくしていただきたい。
・ここ近年、制度利用者が増えていると感じています。そしてギリギリまで制度利用に至らないからか、困難ケースが多いと思います。また、成年後見業務を遂行していく中で、特に在宅ケースなどは、後見人等一人のチカラには限界があると思っており、本人をチームで支える必要があると感じています。
・成年後見はボランティアではない（できない）社会貢献の仕事と思っており、市民後見、法人後見の推進・拡充が必要と考えます。そして市民後見においては、市民後見人の負担軽減等の面から、専門職等から市民後見人引き継ぐ「リレー方式」についても検討する必要があると考えます。

受け手側（社会福祉法人）

（1）法人後見実施の有無

・有・・・1法人（0）

・無・・・7法人（6）

（2）法人後見を実施していない理由（複数回答）

・対応できる専門職がいない　　　　　・・・5法人（2）

・他業務との兼務が難しい　　　　　　・・・5法人（4）

・法人として法人後見について関心がない・・・1法人

（3）法人内での法人後見の検討の有無

・今後検討する予定もない　　　　・・・4法人（2）

・今年度中に検討する予定である・・・1法人

（4）村上市成年後見制度利用支援事業における後見人等への報酬助成を知っているか

・知っている・・・1法人（0）

・知らない　・・・7法人（6）

（5）自由記載　・・・なし